

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年七月二十二日
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五丁目六番地六
不在者財産管理人 齋藤 博厚
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第八〇〇四号
令和八年七月二十二日
沖縄県宜野湾市大謝名四丁目二番一号
不在者財産管理人 崎間 考史
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

二 供託所 広島法務局
三 供託番号 令和八年度金第五〇四号
四 供託金額 一、三〇〇、八二六円
五 裁判所 広島家庭裁判所
六 事件名 相続財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第三〇五四三号
令和八年七月二十二日
広島市中区紙屋町一丁目三二銀泉ビル五階
相続財産管理人 弁護士 普照 雅世
無縁墳墓等改葬公告
墓地整備工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

一 不在者 西田 浩平
住所 北海道苫小牧市緑町一丁目二六番四号
生年月日 平成四年三月六日
二 供託所 札幌法務局苫小牧支局
三 供託番号 令和八年度金第四〇号
四 供託金額 二、〇九五、二六三円
五 裁判所 札幌家庭裁判所苫小牧支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年(家)第五八七一号
令和八年七月二十二日
北海道苫小牧市表町五丁目一番五号ふれんどビル三階 とまこまい総合法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 竹田美由紀
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 森 次郎
従来の住所 東京都江戸川区上一色三丁目六番二号コーポ秀二〇二
生年月日 平成三年十月十一日生
二 供託所 東京法務局
三 供託番号 令和八年度金一二二五四号
四 供託金額 二六〇万一千五百七十七円
五 裁判所 東京家庭裁判所
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和五年(家)第七三〇六〇号
令和八年七月二十二日
事務所東京都千代田区二番町三番地五麹町三葉ビル四階 半蔵門総合法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 吉田 秀平
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 笹原 和子
最後の住所 広島県廿日市市阿品四丁目五一番三二号
生年月日 昭和十一年三月三十日
死亡年月日 令和七年十月十日
不在者財産管理人 本田 祥子
相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 墳墓等所在地 東京都台東区下谷一八二一
一 墳墓等の名称 浄土宗 長松寺
一 死亡者の本籍及び氏名 東京都調布市上石原
一 一五五一一三 家股栄治
一 改葬を行うおとする者 東京都台東区下谷一八二一〇 浄土宗 長松寺 代表役員 松澤 哲二

一 不在者 酒井 伸彦
住所 東京都墨田区錦糸四丁目一六番三一二一四号 サンハイツ錦糸公園
生年月日 昭和四十二年二月六日
二 供託所 仙台法務局登米支局
三 供託番号 令和八年度金第十八号
四 供託金額 二、一四九、三〇二円
五 裁判所 仙台家庭裁判所登米支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和五年(家)第二三七号
令和八年七月二十二日
宮城県栗原市築館築師四一一一東風法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 東田 正平
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 山本 守正
住所 高知県四万十市津蔵一〇五七番地二
生年月日 昭和二十年十一月九日
二 供託所 高知地方法務局四万十支局
三 供託番号 令和八年度金第二一号
四 供託金額 四三三、九七〇円
五 裁判所 高知家庭裁判所中村支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和四年(家)第七八号
令和八年七月二十二日
徳島市南前川町四丁目一七番地
不在者財産管理人 司法書士 岡 敬治
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 笹原 和子
最後の住所 広島県廿日市市阿品四丁目五一番三二号
生年月日 昭和十一年三月三十日
死亡年月日 令和七年十月十日
不在者財産管理人 本田 祥子
相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 墳墓等所在地 東京都台東区下谷一八二一
一 墳墓等の名称 浄土宗 長松寺
一 死亡者の本籍及び氏名 東京都調布市上石原
一 一五五一一三 家股栄治
一 改葬を行うおとする者 東京都台東区下谷一八二一〇 浄土宗 長松寺 代表役員 松澤 哲二

一 不在者 片野 廣
住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三〇九〇番地一六
生年月日 昭和二十四年三月五日
二 供託所 さいたま地方法務局越谷支局
三 供託番号 令和八年度金第二四号
四 供託金額 三二、四三二、〇〇二円
五 裁判所 さいたま家庭裁判所越谷支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和六年(家)第六八六号

一 不在者 新垣 光子
従来の住所 不明
生年月日 昭和五年十二月四日
二 供託所 那覇地方法務局沖縄支局
三 供託番号 令和八年度金第八一三三三
四 供託金額 一、〇三四、六〇二円
五 裁判所 那覇家庭裁判所沖縄支部

一 被相続人 笹原 和子
最後の住所 広島県廿日市市阿品四丁目五一番三二号
生年月日 昭和十一年三月三十日
死亡年月日 令和七年十月十日
不在者財産管理人 本田 祥子
相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 墳墓等所在地 東京都台東区下谷一八二一
一 墳墓等の名称 浄土宗 長松寺
一 死亡者の本籍及び氏名 東京都調布市上石原
一 一五五一一三 家股栄治
一 改葬を行うおとする者 東京都台東区下谷一八二一〇 浄土宗 長松寺 代表役員 松澤 哲二

一 不在者 片野 廣
住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三〇九〇番地一六
生年月日 昭和二十四年三月五日
二 供託所 さいたま地方法務局越谷支局
三 供託番号 令和八年度金第二四号
四 供託金額 三二、四三二、〇〇二円
五 裁判所 さいたま家庭裁判所越谷支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和六年(家)第六八六号

一 不在者 新垣 光子
従来の住所 不明
生年月日 昭和五年十二月四日
二 供託所 那覇地方法務局沖縄支局
三 供託番号 令和八年度金第八一三三三
四 供託金額 一、〇三四、六〇二円
五 裁判所 那覇家庭裁判所沖縄支部

一 被相続人 笹原 和子
最後の住所 広島県廿日市市阿品四丁目五一番三二号
生年月日 昭和十一年三月三十日
死亡年月日 令和七年十月十日
不在者財産管理人 本田 祥子
相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 墳墓等所在地 東京都台東区下谷一八二一
一 墳墓等の名称 浄土宗 長松寺
一 死亡者の本籍及び氏名 東京都調布市上石原
一 一五五一一三 家股栄治
一 改葬を行うおとする者 東京都台東区下谷一八二一〇 浄土宗 長松寺 代表役員 松澤 哲二

記

【掲載順序】

- ①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名
- ①三菱地所プロパティマネジメント株式会社 ②国土交通大臣56334 ③代表取締役 久保人司 ④東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 廃止した従たる事務所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目5番1号 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 三菱地所プロパティマネジメント株式会社 代表取締役 久保人司